

平成22年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成22年度11月補正予算関係)

教育委員会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

【予算関係】
（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 教育環境課 特別支援教育課 家庭・地域教育課	1 2 3 4
	2 歳入歳出事項別明細書		5~6
	3 継続費に関する調書		7
	4 繰越明許費に関する調書		8
	5 債務負担行為に関する調書		9~10

【予算関係以外】
（議案）

議案番号	件名	課名等	頁
第8号	財産を無償で貸し付けること（皆生養護学校敷地）について	教育環境課	11
第9号	財産を無償で貸し付けること（鳥取大学附属小・中学校整備事業用地）について	教育環境課	12
第10号	財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）についての議決の一部変更について	文化財課	13
第13号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	小中学校課	14

【予算関係以外】
（報告）

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	平成21年度鳥取県継続費精算報告書について	教育環境課 文化財課 博物館	15~16
第2号	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年10月18日専決)</p> <p>(7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p> <p>(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p> <p>(9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p> <p>(10) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p> <p>(11) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p> <p>(12) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p> <p>(13) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p> <p>(14) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p> <p>(15) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p>	人権教育課	17~26
第3号	長期継続契約の締結状況について	教育環境課	27

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
教育環境課	5,248,114	30,674	5,278,788				30,674	
合計	66,845,502	30,674	66,876,176				30,674	

(一般会計)

課名	事業名等	
教育環境課	(新)県立学校耐震化推進事業費(改築整備事業費)	30,674
	[債務負担行為]教育の情報化推進事業費	(28,345)
	[債務負担行為]特別支援学校エレベーター保守点検業務委託	(36,423)
	[債務負担行為]県立米子工業高等学校自家用電気工作物保安管理業務	(1,248)
	[債務負担行為]県立米子工業高等学校消防用設備保守点検委託	(1,152)
特別支援教育課	[債務負担行為]県立特別支援学校通学バス運行管理業務委託	(309,672)
家庭・地域教育課	[債務負担行為]とっとり県民カレッジ委託事業	(34,218)
	[債務負担行為]青少年社会教育施設警備等業務委託	(40,527)
図書館	[債務負担行為]図書館設備保守業務委託	(20,214)
	[債務負担行為]図書館施設関係貸借業務	(1,320)
文化財課	[債務負担行為]埋蔵文化財センター清掃等業務委託	(2,250)
スポーツ健康教育課	[債務負担行為]学校保健教育指導費	(15,471)

平成 2 2 年度 一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

教育環境課 (内線: 7507)

6目 教育財産管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	一般財源	
(新) 県立学校耐震化推進事業費 (改築整備事業費)	0	30,674	30,674	0	0	30,674	
トータルコスト	0	38,742	38,742	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.0人	1.0人	1.0人	地質調査、基本・実施設計委託等			
工程表の政策目標 (指標)	全施設の耐震化						

事業内容の説明

1 事業概要

耐震強度が不足し、耐震改修工事では対応できない次の建物の改築整備を行うための基本設計等を行う。

2 事業の内容

改築整備に必要な地質調査及び改築・解体設計委託に必要な経費である。
また、倉吉総合産業高校は、埋蔵文化財の包蔵地であるため、改築予定地の文化財調査に要する経費を含む。

(鳥取工業高校・・・電気実習棟 (2棟)、建築実習棟 (2棟)
倉吉総合産業高校・・・管理棟 (1棟))

H22～H23 継続費設定事業

(単位: 千円)

学校名	内 容	H22年度	H23年度	計
鳥取工業高校	地質調査、基本・実施設計等	12,128	28,295	40,423
倉吉総合産業高校	地質調査、基本・実施設計等	11,760	27,436	39,196
	埋蔵文化財調査	6,786	6,786	13,572
計		18,546	34,222	52,768
合 計		30,674	62,517	93,191

スケジュール

平成22年度・・・実施設計、地質調査
平成23年度・・・実施設計、埋蔵文化財調査
平成24年度・・・改築工事
平成25年度・・・工事完成

3 これまでの取り組み状況

緊急度の高いものから順次前倒しして耐震改修を実施してきたところである。

【耐震工事完了件数】

平成19年度・・・	1棟	[1.0%]
平成20年度・・・	3棟	[3.9%]
平成21年度・・・	12棟	[15.7%]
平成22年度・・・	23棟 (予定)	[38.2%]
平成23年度・・・	20棟 (予定)	[57.8%]
残	43棟	
計	102棟	

平成22年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

特別支援教育課 (内線: 7924)

5目 教育振興費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立特別支援学校 通学バス運行管理業 務委託	0	(債務負担行為) 309,672 0	(債務負担行為) 309,672 0					
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				

事業内容の説明

1 事業の概要

県立養護学校4校(白兔、倉吉、皆生、米子)に係る通学バス運行管理業務委託の現契約(平成20年度~22年度)が今年度末に終了し、次年度以降の委託先を年度内に決定する必要があるため、平成23年度~25年度までの債務負担行為の設定を行う。

2 事業の内容

通学バスの運行管理を民間に委託する。

学校名	コース名	区間	H22年度乗車人数
白兔養護学校	東コース	国府~学校	26人
	西コース	青谷~学校	14人
	南コース	八頭~学校	29人
	北コース	岩美~学校	26人
小計	4路線		95人
倉吉養護学校	市内コース	北栄~学校	28人
	三朝コース	三朝~学校	10人
	皆成学園コース	皆成学園~学校	44人
	琴浦コース	琴浦~学校	19人
小計	4路線		101人
皆生養護学校	南部コース	南部~学校	8人
	境港コース	境港~学校	8人
小計	2路線		16人
米子養護学校	境港コース	境港~学校	40人
	彦名コース	彦名~学校	27人
	中山コース	中山~学校	19人
小計	3路線		86人
合計	13路線		298人

3 債務負担行為限度額

309,672千円

	白兔養護学校	倉吉養護学校	皆生養護学校	米子養護学校
平成23年度	33,910千円	32,118千円	10,935千円	26,261千円
平成24年度	33,910千円	32,118千円	10,935千円	26,261千円
平成25年度	33,910千円	32,118千円	10,935千円	26,261千円
合計	101,730千円	96,354千円	32,805千円	78,783千円

平成22年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

6項 社会教育費

家庭・地域教育課 (内線：7519)

1目 社会教育総務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり県民カレッジ委託事業	0	[債務負担行為] 34,218 0	[債務負担行為] 34,218 0					
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	仕様書の作成、契約業務				
工程表の政策目標(指標)	とっとりマスター認定者数：10人							

事業内容の説明

1 事業の概要

とっとり県民カレッジ事業の主催講座「未来をひらく鳥取学」の運営の一部を委託することとし、次年度以降の委託先を年度内に決定する必要があるため、平成23年度～25年度までの債務負担行為の設定を行う。

2 事業の内容

とっとり県民カレッジ事業のうち以下の業務を民間に委託

- ・主催講座(計10講座)の当日運営
- ・主催講座に関する広報や印刷物の作成
- ・主催講座のビデオ収録

3 債務負担行為限度額

34,218千円

<とっとり県民カレッジ事業委託>

平成23年度～平成25年度

平成23年度	11,406千円
平成24年度	11,406千円
平成25年度	11,406千円
合計	34,218千円

(複数年契約する理由)

とっとり県民カレッジは前年度中に講師依頼・受講生の募集を開始し、年間を通じて講座展開していく特性上、安定した事業展開にあたっては、年度をまたいだ緊密な調整と一定期間継続して業務委託することが必要。

款 項 目 節	10款 教育費								
	うち教育委員会								
	1項 教育総務費								
							6目 教育財産管理費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,593,215		1,593,215	162,496		162,496	3,535		3,535
2 給 料	27,518,137		27,518,137	502,764		502,764			
3 職員手当等	17,643,512		17,643,512	338,416		338,416			
4 共 済 費	9,186,411		9,186,411	187,476		187,476	503		503
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金	154,357		154,357	154,357		154,357			
7 賃 金	40,501		40,501	6,055		6,055			
8 報 償 費	132,642		132,642	84,646		84,646	42		42
9 旅 費	646,346		646,346	322,542		322,542	4,609		4,609
費用弁償	18,612		18,612	11,953		11,953			
普通旅費	563,665		563,665	273,585		273,585	4,609		4,609
特別旅費	64,069		64,069	37,004		37,004			
10 交 際 費	520		520	520		520			
11 需 用 費	1,194,433		1,194,433	737,716		737,716	7,700		7,700
12 役 務 費	290,567		290,567	146,105		146,105	4,777		4,777
13 委 託 料	2,383,526	30,674	2,414,200	552,998	30,674	583,672	296,408	30,674	327,082
14 使用料及び賃借料	1,023,135		1,023,135	788,257		788,257	17,594		17,594
15 工事請負費	2,808,125		2,808,125	125,548		125,548	125,548		125,548
16 原 材 料 費	6,667		6,667						
17 公有財産購入費	290,902		290,902						
18 備 品 購 入 費	286,347		286,347	95,047		95,047	68		68
19 負担金、補助及び交付金	859,263		859,263	207,020		207,020	10,867		10,867
20 扶 助 費	107,305		107,305	107,155		107,155			
21 貸 付 金	1,176		1,176	1,176		1,176			
22 補償、補填及び賠償金	57,059		57,059						
23 償還金、利子及び割引料	72,411		72,411	72,411		72,411			
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	10,225		10,225	10,225		10,225			
26 寄 付 金									
27 公 課 費	691		691	618		618	523		523
28 繰 出 金	538,029		538,029	538,029		538,029			
予 備 費									
計	66,845,502	30,674	66,876,176	5,141,577	30,674	5,172,251	472,174	30,674	502,848
財 源 内 訳									
国 庫 支 出 金	11,906,740		11,906,740	92,716		92,716	3,730		3,730
地 方 債	1,836,000		1,836,000	159,000		159,000	159,000		159,000
そ の 他	2,125,121		2,125,121	178,225		178,225	29,728		29,728
一 般 財 源	50,977,641	30,674	51,008,315	4,711,636	30,674	4,742,310	279,716	30,674	310,390

平成22年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目 節		教育委員会合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報 酬	1,593,215		1,593,215
2	給 料	27,518,137		27,518,137
3	職員手当等	17,643,512		17,643,512
4	共 済 費	9,186,411		9,186,411
5	災 害 補 償 費			
6	恩給及び退職年金	154,357		154,357
7	貸 金	40,501		40,501
8	報 償 費	132,642		132,642
9	旅 費	646,346		646,346
	費用弁償	18,612		18,612
	普通旅費	563,665		563,665
	特別旅費	64,069		64,069
10	交 際 費	520		520
11	需 用 費	1,194,433		1,194,433
12	役 務 費	290,567		290,567
13	委 託 料	2,383,526	30,674	2,414,200
14	使用料及び賃借料	1,023,135		1,023,135
15	工 事 請 負 費	2,808,125		2,808,125
16	原 材 料 費	6,667		6,667
17	公有財産購入費	290,902		290,902
18	備 品 購 入 費	286,347		286,347
19	負担金、補助及び交付金	859,263		859,263
20	扶 助 費	107,305		107,305
21	貸 付 金	1,176		1,176
22	補償、補填及び賠償金	57,059		57,059
23	償還金、利子及び割引料	72,411		72,411
24	投資及び出資金			
25	積 立 金	10,225		10,225
26	寄 付 金			
27	公 課 費	691		691
28	繰 出 金	538,029		538,029
	予 備 費			
	計	66,845,502	30,674	66,876,176
財 源 内 訳	国庫支出金	11,906,740		11,906,740
	地 方 債	1,836,000		1,836,000
	そ の 他	2,125,121		2,125,121
	一 般 財 源	50,977,641	30,674	51,008,315

継続費についての前前年度未までの支出額、前年度未までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出額並びに事業の進行状況等に関する調書

追加

款	項	事業名	全体計画							前年度未 出(見 込)額	当該年度 支出額	当該年度 未までの 支出額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に對 する進捗 率
			年度	年割額	左の財源内訳				一般財源					
					特定財源		その他							
					国庫支出金	地方債								
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
10教育費	1教育総務費	県立学校耐震化推進事業費(改 築整備事業費)	22	30,674				30,674		30,674	30,674		32.9	
			23	62,517				62,517				62,517	67.1	
			計	93,191				93,191		30,674	30,674	62,517	100.0	

線 越 明 許 費 に 関 する 調 書

追加

款	項	目	事 業 名	予 算 額	翌年度繰越額	備 考
10 教育費	4 高等学校費	3 施設設備整備費	県立学校校庭芝生化推進事業費	千円 68,958	千円 57,790	芝生化工事に向けた実施設計を行った結果、当初4か月と見込んでいた工事期間が5か月程度要することが分かり、今年度中の完成が困難なため。
計				68,958	57,790	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源			一般財源 千円
							地方債 千円	その他 千円		
平成22年度 教育の情報化推進事業 費	28,345 千円		28,345 千円	平成23年度から 平成28年度まで	28,345 千円					28,345 千円
平成22年度 県立米子工業高等学校 自家用電気工作物保安 管理業務委託	1,248 千円		1,248 千円	平成23年度から 平成24年度まで	1,248 千円					1,248 千円
平成22年度 県立米子工業高等学校 消防用設備保守点検委 託	1,152 千円		1,152 千円	平成23年度から 平成24年度まで	1,152 千円					1,152 千円
平成22年度 県立特別支援学校工し べーター保守点検業務委 託	36,423 千円		36,423 千円	平成23年度から 平成25年度まで	36,423 千円					36,423 千円
平成22年度 県立特別支援学校通学 バス運行管理業務委託	309,672 千円		309,672 千円	平成23年度から 平成25年度まで	309,672 千円					309,672 千円
平成22年度 とっとり県民カレッジ委託 事業費	34,218 千円		34,218 千円	平成23年度から 平成25年度まで	34,218 千円				2,700 千円	31,518 千円
平成22年度 青少年社会教育施設警 備等業務委託	40,527 千円		40,527 千円	平成23年度から 平成25年度まで	40,527 千円					40,527 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
							地方債 千円	その他 千円	その他 千円	
平成22年度 図書館設備保守業務委 託	千円 20,214		千円 20,214	平成23年度から 平成25年度まで	千円 20,214					千円 20,214
平成22年度 図書館閲覧室用貸鉢等 賃借料	1,320			平成23年度から 平成25年度まで	1,320					1,320
平成22年度 埋蔵文化財センター清掃 等業務委託	2,250			平成23年度から 平成25年度まで	2,250					2,250
平成22年度 学校保健健康教育指導費	15,471			平成23年度	15,471					15,471

件 名	財産を無償で貸し付けること (皆生養護学校敷地) について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 学校の安全管理のために皆生養護学校敷地に隣接する市有地を封鎖したことによる代替道路を確保するとともに、学校周辺の通行を円滑にするために、引き続き米子市に無償で貸し付け、市道として管理させようとするものである。</p> <p>2 概 要 (1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 55%;">所在地</th> <th style="width: 30%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>米子市新開一丁目1400番16号</td> <td>241平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 米子市加茂町一丁目1番地 米子市</p> <p>(3) 貸付期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで</p> <p>(4) 経緯 昭和61年4月から米子市に市道の用に供するため無償貸付している。</p>	種類	所在地	数量	土地	米子市新開一丁目1400番16号	241平方メートル
種類	所在地	数量					
土地	米子市新開一丁目1400番16号	241平方メートル					

件名	財産を無償で貸し付けること（鳥取大学附属小・中学校整備事業用地）について		
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 県が整備した公衆用道路について、市道として良好な管理を行うため、引き続き鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。</p>		
	<p>2 概要 (1) 財産の内容</p>		
	種類	所在地	数量
	土地	鳥取市湖山町南四丁目201番地2号	0.95平方メートル
		204番地2号	491.00平方メートル
		211番地1号	527.00平方メートル
		216番地1号	638.00平方メートル
		225番地1号	522.00平方メートル
		231番地1号	530.00平方メートル
		240番地1号	506.00平方メートル
		248番地1号	513.00平方メートル
		256番地1号	535.00平方メートル
		265番地1号	599.00平方メートル
		鳥取市湖山町南一丁目969番地2号	670.00平方メートル
		968番地2号	585.00平方メートル
999番地14号		10.00平方メートル	
合 計	6,126.95平方メートル		
<p>(2) 相手方 鳥取市尚徳町116番地 鳥取市</p>			
<p>(3) 貸付期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</p>			
<p>(4) 経緯 昭和61年4月から鳥取市に市道の用に供するため無償貸付している。</p>			

件名 提出理由 及び概要	<p>財産の取得(青谷上寺地遺跡保存用地)についての議決の一部変更について</p>																																																												
	<p>1 提出理由</p> <p>次のとおり財産を取得することについての議決(平成21年1月27日議決)の一部を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分(以下「変更部分」という。)を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">変 更 後</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">変 更 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1 財産の内容</td> <td colspan="3">1 財産の内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種類</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">数量</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">土地</td> <td>鳥取市青谷町</td> <td style="text-align: center;"><u>46.3</u></td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">土地</td> <td>鳥取市青谷町</td> <td style="text-align: center;"><u>30.9</u></td> </tr> <tr> <td>青谷字上寺地</td> <td style="text-align: center;"><u>95.5</u></td> <td>青谷字上寺地</td> <td style="text-align: center;"><u>47.3</u></td> </tr> <tr> <td>4204番3</td> <td style="text-align: center;"><u>8平方メ</u></td> <td>4204番3</td> <td style="text-align: center;"><u>7平方メ</u></td> </tr> <tr> <td>ほか41筆</td> <td style="text-align: center;">一トル</td> <td>ほか27筆</td> <td style="text-align: center;">一トル</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 相手方</td> <td colspan="3">2 相手方</td> </tr> <tr> <td colspan="3">鳥取市 個人 ほか<u>29名</u></td> <td colspan="3">鳥取市 個人 ほか<u>20名</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">3 取得予定価格</td> <td colspan="3">3 取得予定価格</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>603,616,190円</u></td> <td colspan="3"><u>346,049,871円</u></td> </tr> </tbody> </table>	変 更 後			変 更 前			1 財産の内容			1 財産の内容			種類	所在地	数量	土地	所在地	数量	土地	鳥取市青谷町	<u>46.3</u>	土地	鳥取市青谷町	<u>30.9</u>	青谷字上寺地	<u>95.5</u>	青谷字上寺地	<u>47.3</u>	4204番3	<u>8平方メ</u>	4204番3	<u>7平方メ</u>	ほか41筆	一トル	ほか27筆	一トル	2 相手方			2 相手方			鳥取市 個人 ほか <u>29名</u>			鳥取市 個人 ほか <u>20名</u>			3 取得予定価格			3 取得予定価格			<u>603,616,190円</u>			<u>346,049,871円</u>		
変 更 後			変 更 前																																																										
1 財産の内容			1 財産の内容																																																										
種類	所在地	数量	土地	所在地	数量																																																								
土地	鳥取市青谷町	<u>46.3</u>	土地	鳥取市青谷町	<u>30.9</u>																																																								
	青谷字上寺地	<u>95.5</u>		青谷字上寺地	<u>47.3</u>																																																								
	4204番3	<u>8平方メ</u>		4204番3	<u>7平方メ</u>																																																								
	ほか41筆	一トル		ほか27筆	一トル																																																								
2 相手方			2 相手方																																																										
鳥取市 個人 ほか <u>29名</u>			鳥取市 個人 ほか <u>20名</u>																																																										
3 取得予定価格			3 取得予定価格																																																										
<u>603,616,190円</u>			<u>346,049,871円</u>																																																										

件名	損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する教育職員免許状授与申請業務に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 伯耆町内 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県は、和解の相手方に対し、紛失した鳥取県収入証紙相当額の損害賠償金の支払義務があることを認め、3,300円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事件の概要 ア 事件の発生日 平成22年10月1日</p> <p>イ 事件の内容 教育職員免許状の授与申請書について、添付書類が一部不足していたため、申請者に返送したところ、郵便物が不着となり、申請書に貼り付けられていた鳥取県収入証紙が紛失したことによる損害について、紛失した鳥取県収入証紙相当額を支払うことで和解しようとするものである。</p>

平成21年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体 計				画 内 取				比 較				
			左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と 支出済額の 差	左の財源内訳		特 定 財 源	左の財源内訳			
			年 割 額	特 定 財 源		国庫支出金	地方債		その他	一般財源		国庫支出金	地方債	その他	一般財源
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10 教育費	1 教育総務費	19	85,652,000	28,533,000	57,119,000	1,640,000	546,000	1,094,000	84,012,000	27,987,000					56,025,000
		20	32,386,000	10,990,000	1,996,000	93,169,300	30,110,000		52,059,300	△ 60,183,300	△ 19,120,000			9,000,000	△ 50,063,300
		21	5,035,000	1,677,000	3,358,000	14,635,000	4,877,000		9,758,000	△ 9,600,000	△ 3,200,000				△ 6,400,000
		計	123,073,000	41,200,000	62,473,000	109,444,300	35,533,000		62,911,300	14,228,700	5,667,000			9,000,000	△ 438,300
4 高等学校費	19	3,442,000		3,442,000	90,600		90,600	3,351,400						3,351,400	
	20	8,492,000		8,492,000	9,135,204			9,135,204	△ 643,204					△ 643,204	
	21	634,000		634,000				634,000						634,000	
	計	12,568,000		12,568,000	9,225,804			9,225,804	3,342,196					3,342,196	
5 特殊学校費	20	10,709,000		1,709,000	3,986,000		3,000,000	986,000	6,723,000			6,000,000		723,000	
	21	62,268,000		14,268,000	67,618,750			16,618,750	△ 5,350,750			△ 3,000,000		△ 2,350,750	
	計	72,977,000		15,977,000	71,604,750		54,000,000	17,604,750	1,372,250			3,000,000		△ 1,627,750	
	19	4,463,000	1,556,000	2,907,000	4,340,700	1,496,250		2,844,450	122,300	59,750				62,550	
6 社会教育費	20	79,217,000	30,157,000	49,060,000	33,759,300	7,809,500		25,949,800	45,457,700	22,947,500				23,110,200	
	21	298,521,000	127,790,000	170,731,000	307,287,001	128,974,869		178,312,132	△ 8,766,001	△ 1,184,869				△ 7,581,132	
	計	382,201,000	159,503,000	222,698,000	345,387,001	138,280,619		207,106,382	36,813,999	21,222,381				15,591,618	

平成21年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	全 依 計 画 内 取 扱				実 績 内 取 扱				比 較 内 取 扱				
			年 割 額	左 の 財 源			支 出 済 額	左 の 財 源			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源			一 般 財 源
				特 定 財 源	地 方 債	其 他		特 定 財 源	地 方 債	其 他		特 定 財 源	地 方 債	其 他	
国 庫 支 出 金	地 方 債	其 他	国 庫 支 出 金	地 方 債	其 他	国 庫 支 出 金	地 方 債	其 他	国 庫 支 出 金	地 方 債	其 他	一 般 財 源			
10	教 育 費	博 物 館 空 間 設 備 改 修 事 業 費	58,968,000	58,000,000	968,000	51,269,831	51,000,000	269,831	7,698,169	7,000,000	698,169				
	6	社 会 教 育 費	32,573,000	22,000,000	10,573,000	29,032,500	20,000,000	9,032,500	3,540,500	2,000,000	1,540,500				
			46,833,000	32,000,000	14,833,000	42,342,300	29,000,000	13,342,300	4,490,700	3,000,000	1,490,700				
		計	138,374,000	112,000,000	26,374,000	122,644,631	100,000,000	22,644,631	15,729,369	12,000,000	3,729,369				

件名	議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年10月18日専決)																	
提出理由	1 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (鳥取簡易裁判所平成22年(ハ)第621号貸付金請求事件) (2) 訴訟の過程において鳥取簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。																	
概要	2 概要 (1) 和解の要旨																	
及び概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 40%;">訴訟の概要</th> <th style="width: 45%;">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>鳥取市内 個人1名(借受者)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、571,340円(内県進学奨励資金の未返還額562,500円、支払督促申立手続費用8,840円を平成22年11月から全額返還するまでの間、毎月月末までに5,000円ずつ(最終支払月にあつては1,340円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、1万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>			区分	訴訟の概要	和解の概要	相手方	鳥取市内 個人1名(借受者)	同左	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、571,340円(内県進学奨励資金の未返還額562,500円、支払督促申立手続費用8,840円を平成22年11月から全額返還するまでの間、毎月月末までに5,000円ずつ(最終支払月にあつては1,340円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、1万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区分	訴訟の概要	和解の概要																
相手方	鳥取市内 個人1名(借受者)	同左																
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。																
額	未返還金全額	同左																
返還方法	一括返還	① 相手方は、571,340円(内県進学奨励資金の未返還額562,500円、支払督促申立手続費用8,840円を平成22年11月から全額返還するまでの間、毎月月末までに5,000円ずつ(最終支払月にあつては1,340円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、1万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。																
概要	(2) 和解の理由 次の理由から、鳥取簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																	

<p>件 名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 請求の相手方 米子市内 個人2名（借受者及び連帯保証人）</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

<p>件 名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要 (1) 請求の相手方 東伯郡湯梨浜町内及び倉吉市内 個人2名(借受者及び連帯保証人)</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

<p>件 名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 請求の相手方 鳥取市内 個人1名</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (10) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 請求の相手方 鳥取市内 個人1名</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (11) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 請求の相手方 八頭郡八頭町内 個人1名</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者の連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (12) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 請求の相手方 倉吉市内 個人2名（借受者及び連帯保証人）</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

<p>件 名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (13) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要 (1) 請求の相手方 鳥取市内 個人1名</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

<p>件 名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (14) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要 (1) 請求の相手方 鳥取市内 個人1名</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者の連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

<p>件 名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (15) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年11月7日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要 (1) 請求の相手方 西伯郡伯耆町内 個人2名(借受者及び連帯保証人)</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

長期継続契約の締結状況について

報告第3号

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	鳥取工業高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンタ	1式	鳥取市片原一丁目114番地 尾脇電機株式会社	635,040	平成22年10月1日 ～平成26年9月30日	鳥取県立鳥取工業 高等学校
2	岩美高等学校	物品 保守	マークカードリーダー	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	762,300	平成22年11月1日 ～平成27年10月31日	鳥取県立岩美高 等学校
3	青谷高等学校	物品 保守	印刷機	2台	鳥取市湖山町東五丁目374番地7 リコージャパン株式会社 中国営業本 部鳥取支社鳥取営業部	143,220	平成22年10月1日 ～平成23年8月31日	鳥取県立青谷高 等学校